



2024年4月10日

各 位

会社名 株式会社タカキュー  
代表者名 代表取締役社長 大森 尚昭  
(コード番号 8166:東証スタンダード)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 林 宏夫  
(TEL:03-5248-4100)

## 債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について

当社は、2022年4月13日に公表いたしました「2022年2月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」にてお知らせしたとおり、2022年2月期において債務超過となり、2022年5月26日に「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」を開示しております。

つきましては、2024年2月期通期決算における債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 2024年2月期通期決算の状況について

当事業年度では、売上高は100億2千6万円(前年同期比16.3%減)となりました。利益面では、事業構造改革の推進及び店舗数の減少により、販売費及び一般管理費は前年同期に対して22.1%減少した結果、営業損失は4千百万円(前年は営業損失7億8千5百万円)となりました。経常利益は5千2百万円(同経常損失7億6百万円)、当期純損失は1億2百万円(同当期純損失10億5千万円)となりました。なお、販売費及び一般管理費には資本政策に伴う一過性費用2億9千3百万円が含まれております。

その結果当事業年度末において、19億1千5百万円の債務超過となっております。

#### 2. 債務超過の解消に向けた基本方針について

2022年5月26日付「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」のとおり、当社は事業構造改革の諸施策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、持続的な収支の改善を図るとともに、資本増強に向けた各種施策を検討・推進し、当該状況の解消・改善に努めてまいります。

#### 3. 基本方針を踏まえた取り組みの進捗状況について

##### (1) 収支改善に向けた事業構造改革

###### ①商品ポートフォリオの最適化

アフターコロナの「新常態」の定着を想定して、更なるオフィスカジュアル化に対応する取扱商品の拡大によるカジュアルシフト、品揃えの中核であるスーツ・ドレスシャツの着実な販売、当社の強みであるオーダースーツの比重の更なる拡大に取り組みしました。

当事業年度におけるオーダースーツ売上は堅調に推移しました。その結果、スーツの売上高に占めるオーダースーツの比率は37.1%となり、コロナ前の2020年2月期同期期間23.1%に対し14

ポイント増加しました。

## ②販売チャネル改革

拡大するEコマース販売のニーズを刈り取るべく、店頭接客による“OMO”（Online Merges Offline）販売の推進によりEコマース販売の拡大に取り組みました。

Eコマース売上高はブランド改廃・リアル店舗の回復等の影響によりOMO効果を含め11億7千3百万円、前年同期比78%となりました。実店舗の効率化・OMO販売のモデル店舗としては、2023年3月にはイオンモール橿原店を、2024年3月にはイオンモール草津店をOMO型店舗として全面改装を実施いたしました。改装後のOMO型店舗は好調に推移しており、引き続き新販売形態の確立に向け取り組んでまいります。

## ③コストの圧縮等について

当社は事業構造改革によるコストの大幅な削減を2020年2月期より継続的に実施しております。2024年2月期は、希望退職後の店舗配置人員の基準を見直し人員の適正化を図るとともに、更なるコスト削減に取り組みました結果、当事業年度の販管費は、前年同期に対して22.1%の減少となりました。

また、当事業年度は、前期決定分を含め11店舗の退店を実施いたしました。

## （2）資本増強に向けた各種施策の実施

当社は、2024年1月25日付「第三者割当によるA種種類株式及びB種種類株式の発行、第三者割当による第1回新株予約権の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びにその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」および2024年3月28日付「株式会社地域経済活性化支援機構による買取決定等並びに債務免除及び債務の株式化等の金融支援に関するお知らせ」のとおり、2024年5月23日付（予定）にて、第三者割当によるA種種類株発行による約5億円の資金調達、金融機関より約15億円の債権放棄及び約5億円の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））を実施する予定です。これに伴い、2025年2月期第1四半期において債務免除益約15億円を特別利益に計上する見込みであります。

これらの資本政策の実施により、債務超過を解消し、財務基盤の確立が図られるものと考えております。

## 4. 債務超過の解消時期

当社は、2024年3月28日付「事業再生計画の東京証券取引所への提出について」に記載のとおり、事業再生計画を東京証券取引所に対して提出いたしました。本日、再建計画に加え、有価証券上場規程施行規則第719条第4項に規定される審査に必要な書類を全て提出したため、同取引所より、本事業再生計画を適当と認めて頂き、当社株式に係る改善期間は2024年2月29日までから2025年2月28日までに変更となりました。また、これに伴い、上場廃止基準に該当するおそれがなくなったことから、4月11日付で、監理銘柄（確認中）は解除されることとなります。

その後、上記改善期間内において、純資産の額が正となることができれば、上場維持基準に適合する状態となるところ、当社は、本事業再生計画に従い、2025年2月期において純資産の額を正とする予定です。

以 上